

最近内務省に於ける路政關係行政處分例

M I 生

◎内務省告示第六百六十九號

昭和十二年十一月六日

内務大臣 馬場 鑓 一

國道十六號路線及同三十七號路線ノ一部ヲ變更シ大正九年四月内務省告示第二十八號中「大阪市東區難波橋南橋端ニ於テ分岐」トアルヲ「大阪市東區大川町淀屋橋南端ニ於テ分岐」ニ、「大阪市東區本町二丁目ニ於テ分岐」トアルヲ「大阪市東區本町四丁目ニ於テ分岐」ト改ム

◎土地收用事業認定

土地收用事業認定にして官報に告示せられたるもの左の如し。

府縣名	起業者	事業種別	起業地名	認定年月日
和歌山	和歌山縣	結核療養所建設	和歌山縣海草郡有功村地内	一〇、二〇
山口	山口縣知事	河川改修	山口縣玖珂郡川下村地内	一〇、二一
秋田	秋田縣	用水路改良	秋田縣平鹿郡榮村醍醐村地内	一〇、二二
兵庫	兵庫縣知事	河川改修	兵庫縣城崎郡口佐津村、奥佐津村地内	一〇、二五
北海道	日本製鐵株式會社	製鐵事業設備擴張	北海道室蘭市宇仲町地内	一〇、二九

東 京	東京府東京市長	道路新設	東京府東京市豊島區西巢鴨二丁目地内	一〇、三〇
德 島	德 島 縣	農事試驗場改築並擴張	德島縣德島市鮎喰町地内	一一、一
東 京	東京府東京市長	區役所擴張	東京府東京市杉並區阿佐ヶ谷一丁目地内	"
福 島	内 務 大 臣	道路改築	福島縣信夫郡杉妻村、金谷川村地内	一一、五
富 山	富山縣知事	道路改築	富山縣東礪波郡野尻村南野尻村福野町廣塚村地内	一一、六
東 京	東京府東京市長	道路新設並改築	東京府東京市江戸川區本一色町松本町、東小松川五丁目地内	"
青 森	内 務 大 臣	道路改築	青森縣東津輕郡新城村地内	一一、一六
鳥 取	鳥取縣知事	河川改修	鳥取縣氣高郡青谷町、中郷村、日置谷村、日置村地内	"

◎土木地方債許可概要

許可月日	許 可 額	目 的	團 體 名	道 府 縣
一〇、一八	一一八、〇〇〇	橋梁架換費	福 井 縣	道 府 縣
"	六、〇〇〇	道路改修費寄附金	藤 戸 村	岡 山 縣
"	二二、〇〇〇	港灣改修費	宮 城 縣	兵 庫 縣
"	一七〇、〇〇〇	災害對策土木事業費	西 宮 市	
"	三二四、六〇〇	道路改修費	三 重 縣	
"	一六二、四〇〇	橋梁架換費	埼 玉 縣	
"	三八五、〇〇〇	"	山 形 縣	
"	七〇、〇〇〇	河川改修費納付金	鳥 取 縣	

一一一、〇〇〇

河川改良費負擔金
水利業（水門復舊費）

五十嵐川北部水
害豫防組合
長浦村

新潟縣
新潟縣

二〇、〇〇〇

河川敷地寄附金

毛馬內村

秋田縣

五六〇、六〇〇

災害土木費

秋田縣

德島縣

四、〇〇〇

揚水機購入費

榮普通水利組合

德島縣

三、〇〇〇

井堰改築費

明谷普通水利組合

德島縣

九五、〇〇〇

德島港修築設備費

德島縣

和歌山縣

二二、五〇〇

河川改修費寄附金

和歌山市

和歌山縣

一三〇、〇〇〇

港灣改修費寄附金

和歌山市

和歌山縣

三二、〇〇〇

橋梁架換費

茨城縣

茨城縣

九〇、〇〇〇

國道改修費負擔金

水戶市

茨城縣

五二二、四〇〇

東北振興事業費

青森縣

茨城縣

七五五、六〇〇

東北振興土木事業費

宮城縣

宮城縣

二五、〇〇〇

橋梁架換費、負擔金

仙臺市

宮城縣

二五、〇〇〇

天神川改良費

鳥取縣

宮城縣

二五、〇〇〇

斐伊川沿岸農業水利改良費

鳥根縣

宮城縣

一四二、〇〇〇

府縣道改修費

岡山縣

岡山縣

一〇、〇〇〇

笠岡港改修費

岡山縣

岡山縣

三九、〇〇〇

道路橋梁費

別府市

大分縣

六、二〇〇

道路改良費負擔金

宮津町

京都府

法 令

〃	〃	一〇、九〇〇	河川改修砂防費分擔金	群馬縣	佐賀縣
〃	〃	一七、五〇〇	都市計畫事業費	佐賀市	〃
〃	〃	一四、八〇〇	道路舗裝工事費並寄附金	〃	〃
〃	〃	二八六、九〇〇	道路改良費	石川縣	〃
〃	〃	四五、〇〇〇	用排水改良事業費	熊本縣	〃
〃	〃	三六、〇〇〇	中小河川改良費	〃	〃
〃	〃	一七、〇〇〇	水害防除施設費	〃	〃
〃	〃	八九、一〇〇	球磨川改修費負擔金	〃	〃
〃	〃	二〇、〇〇〇	水害防除施設費	〃	〃
〃	〃	二四、七〇〇	本渡港修築費	〃	〃
〃	〃	一六、〇〇〇	水俣港陸上設備費	〃	〃
〃	〃	二八、〇〇〇	白川球磨川砂防費	〃	〃
〃	〃	七二、〇〇〇	中ノ川岸沿排水改良費寄附金	西城郡	青森縣
〃	〃	五〇、五〇〇	指定府縣道改築費	水戸市	大阪府
〃	〃	二五、〇〇〇	災害復舊土木費	熊本市	〃
〃	〃	一〇、二二五	土木事業費	熊本市	〃
〃	〃	八、〇〇〇	河川改修費分擔金	濱松市	東京府
〃	〃	七六、五〇〇	國道改良費負擔金	富山縣	静岡縣
〃	〃	二〇、八〇〇		富山縣	〃
〃	〃	二九、〇〇〇		松江市	鳥根縣

計 三十三 十四

計

一、四

〇二、〇二二、五〇〇〇
 〇一、〇〇六、五〇〇〇
 〇二、〇〇九、〇〇〇〇
 〇二、〇〇四、五〇〇〇
 〇二、〇〇九、五〇〇〇
 〇一、〇〇七、〇〇〇〇

北九州地方用水事業費 福岡縣
 災害防止林業施設費 新潟縣
 信濃川維持費 砂防工事費分擔金 秋田縣
 雪害應急施設費、其他

米代川改修工事費分擔金 〇〇

東北振興道路改良工事費 〇〇

都市計畫街路事業(道路新設) 大分縣
 都市計畫街路事業道路新設費 山形縣

下關港修築費分擔金 山口縣

道路改修費寄附金 山口縣

國道改修費分擔金 栃木縣

國道改良費分擔金補助費 〇〇

災害豫防費 宮崎縣

林道開設費 〇〇

道路改良費 千葉縣

都市計畫下水道事業費 〇〇

東北振興事業鬼面川改修費 山形縣

酒田港修築費納付金 山形縣

計 十二
 十三
 十四

一、五

一〇〇、〇〇〇〇
 一〇、〇〇〇〇
 一、二八〇〇
 四三、七〇〇
 二八、〇〇〇
 四一、二〇〇
 四一、〇〇〇
 二、一〇〇〇
 二一、五〇〇
 四二、〇〇〇
 五二、六〇〇

〇〇

〇〇

〇〇

法令

九五、五〇〇	橋梁架換費	新潟縣	島根縣
六、四〇〇	國道改良費負擔金	松江市	山口縣
二八、〇〇〇	水道擴張事業費	小野田町	山口縣
三、七〇〇	水路改修、新設費	麻里布町	山口縣
六二、八〇〇	用排水事業費、地元立替金	揖斐川以東水害豫防組合	岐阜縣
二、〇〇〇	道路改良費寄附金	上川平村	長野縣
一七、〇〇〇	橋梁架換費寄附金	佐賀市	佐賀縣
七五、〇〇〇	道路新設費	岡山市	岡山縣
一〇三、六〇〇	國道鋪裝費	小樽市	北海道
八六、五〇〇	國道改修費寄附金	川口市	埼玉縣
一九、〇〇〇	道路改修費	小曾根村	岐阜縣
二五、〇〇〇	用排水改良事業費	中部蘇北普通水利組合	岐阜縣
七、五〇〇	河川改修費	三重縣	福岡縣
一五二、五〇〇	橋梁架換費	宮城縣	福岡縣
一六七、七〇〇	道路橋梁改良費	直方市	福岡縣
五、四〇〇	河川改修費	新潟縣	福岡縣
三八三、〇〇〇	道路改良費	佐賀縣	福岡縣
二七四、八〇〇	銚子漁港修築費	千葉縣	福岡縣
五二一、四〇〇	道路改修費負擔金	松江市	島根縣
八、七〇〇			

〃	二二四、四〇〇	道路改修費	島根縣	
〃	八九、五〇〇	道路改修、橋梁架換 鋪裝港灣分擔金	宇部市	山口縣
〃	五五、五〇〇	港灣	小野田町	〃
〃	二三、三〇〇	東北振興加茂港改良費	山形縣	
〃	二八、八〇〇	平澤漁港修築費	秋田縣	
〃	三〇、〇〇〇	東北振興關係砂防工事費	〃	
〃	三〇、〇〇〇	橋梁架換費分擔金	新尾町	秋田縣
一一、一一一	九五、〇〇〇	清水港復舊國庫納付金	静岡縣	
〃	五、〇〇〇	溝渠新設費	新宮市	和歌山縣
〃	一九三、四〇〇	上水道擴張費	福岡市	福岡縣
〃	六七五、〇〇〇	砂防工事費	京都府	
一一、一二二	九五六、五〇〇	道路橋梁費	福岡縣	
一一、一三三	九五六、五〇〇			

◎自動車運輸事業

十月二十日內務鐵道兩省打合會に於て協議決定せるもの左の如し。(特に示せるもの以外は旅客運輸なり)

道府縣	區	間	申請者	免許ノ別
北海道	篠路村、石狩町間	(延長)	札幌觀江バス株式會社	免許ノ別
〃	砂原村、森町間	(〃)	渡島海岸鐵道株式會社	〃
〃	鹽谷村地内	(〃)	小樽郊外自動車株式會社	〃

青森	釧路市地内	(〃)
宮城	米田、藤島間外一線	(〃)
	石巻市仙臺市間外二線貨物	(新規)
	志津川町氣仙沼町間外六線貨物	(〃)
秋田	檜木内村地内	(延長)
福島	猪苗代町、檜原村間	(〃)
	福島市内	(〃)
茨城	袋田村地内	(〃)
千葉	大和田町、阿蘇村間	(〃)
		(新規)
東京	御園町地内	(延長)
	澁谷區、筈町間	(〃)
	葛飾區、市川市間	(〃)
	葛飾區地内	(〃)
		(〃)
	江戸川區地内	(〃)
		(〃)
	江戸川區、葛飾區間	(〃)
		(〃)
	江戸川區地内	(〃)

法
令

	伊藤鐵次郎	
	五戸鐵道株式會社	
	沼倉 勝治	不免許
	都築 長松	〃
	上 杉 宗 昭	免許
	猪苗代合同バス合資會社	〃
	福島電氣鐵道株式會社	一號線中一部免許 他八全部免許
	袋田溫泉自動車株式會社	免許
	京成電氣鐵道株式會社	〃
	大吉乘合自動車株式會社發起人	不免許
	蒲田乘合自動車株式會社	免許
	東京橫濱電鐵株式會社	〃
	京成電氣鐵道株式會社	〃
		不免許
	葛飾乘合自動車株式會社	免許
		不免許
		〃
		〃
		〃
		〃
		〃
		〃
		〃

神奈川	江戸川區、葛飾區間	(〃)	東武自動車株式會社	免許
"	鶴見區地内	(〃)	鶴見臨港鐵道株式會社	"
"	川崎市地内	(新規)	"	"
山梨	藤澤町地内	(延長)	江ノ島電氣鐵道株式會社	"
"	大宮村地内	(〃)	身延自動車株式會社	"
静岡	沼津市地内	(〃)	東海自動車株式會社	"
新潟	金澤村地内	(〃)	新潟合同自動車株式會社	"
岐阜	岐阜市地内	(〃)	安全バス旅客索道自動車株式會社	不免許
"	巖美村、岐阜市間	(新規)	"	"
"	"	(〃)	堀口友道	"
"	岐阜市、春近村間	(〃)	加藤美之助	"
"	長良橋、上芥見間	(延長)	名古屋鐵道株式會社	免許
石川	鏡岩、芥見間	(〃)	岐阜自動車運輸株式會社	不免許
滋賀	八田村、花園村間	(〃)	小林理作	免許
三重	大津市地内	(〃)	京阪自動車株式會社	"
"	津市地内	(〃)	津乗合自動車株式會社	"
和歌山	榊原村、倭村間	(新規)	田中善助	"
"	古座町、西向町間	(延長)	古座川自動車株式會社	不免許
京都	周參見町地内外一線	(〃)	熊野自動車株式會社	免許
兵庫	園部町、摩氣村間	(〃)	丹波自動車株式會社	"
"	網干町地内	(〃)	播電自動車株式會社	"

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
			沖繩	大分	長崎	〃	熊本	福岡	〃	〃	香川	山口	岡山	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
東風平驛、具志頭村間	那覇市、具志頭村間	東風平村、玉城村間外一線	糸滿町、那覇市間外二線 (新規)	日田町地内	諫早町地内	佐敷町地内	湯浦村、津奈木村間	福岡市地内	〃	高松市地内	川西村、善通寺町間	富田町地内	宇部市地内	古吉野村、豊田村間	吉岡村、飯岡村間	園田村、武庫村間	小濱村地内	〃	〃	〃	〃

加藤光一郎

寶塚有馬自動車株式會社

美作青バス株式會社

眞加部自動車合資會社

宇部鐵道株式會社

徳山自動車株式會社

琴平參宮電鐵株式會社

高松市街バス株式會社

筑紫自動車株式會社

合資會社ツバメ自動車商會

長崎縣

日田自動車株式會社

島袋盛泰

糸滿町

沖繩縣

當間重民

當間嗣松

當間嗣松

當間嗣松

當間嗣松

當間嗣松

當間嗣松

法

令

◎自動車道事業

神奈川縣

○箱根遊船 一般自動車道使用料金制定認可

箱根遊船株式會社申請に係る小涌谷上強羅間一般自動車道使用料金制定の件は十一月一日神土第七二號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

靜岡縣

○駿豆鐵道 一般自動車道使用料金變更認可

駿豆鐵道株式會社申請に係る熱海峠箱根峠間一般自動車道使用料金變更の件は十月二十六日靜土第一八號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

兵庫縣

○阪神有馬自動車 自動車道事業免許申請書

返戻

阪神有馬自動車株式會社發起人總代天野利兵衛より先に申請せる自武庫郡精進村芦屋持湯十二番地先至有馬郡有馬

村字丸山六百九十九番地間自動車道事業免許申請書は其の計畫を改め將來再び出願する事にし一先づ取下すべき旨願出でたるにより十月二十五日甲第一號を以て内務省土木鐵道省監督兩局長より返戻ありたり。

◎軌道法に依る申請に對する處分

北海道

○札幌市營 電氣工事方法變更認可

札幌市申請に係る札幌市内苗穂線中心杆程 自〇杆〇三〇至〇杆三六五 及 自〇杆四三五至一杆二二五(延長一杆一二五)間電車線支持物中央柱式を側柱式に變更するの件は十一月二日監第四六三八號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

○旭川電軌

可

旭川電氣軌道株式會社申請に係る 自旭川一條 間旅客運輸 旭川四條

營業廢止の件は十月二十七日監 四二八八號を以て内務鐵道兩大臣より許可ありたり。

○帝國電力 工事方法變更認可

帝國電力株式會社申請に係る函館市鶴岡町三二番地より同市松風町三四番地に至る區間及函館市松風町四一番地より新川町一三五番地に至る間に於て軌道移設中心間隔擴大涉線撤去、軌條一部重量の増加等軌道工事方法變更の件は十一月十五日監第四六八九號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

東京府

○東京市營 軌道電氣工事方法變更認可

東京市申請に係る足立區千住河原町附近電車線支持用鐵柱位置變更の件は十月二十六日監第四二九七號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

○玉川電鐵 東京市所屬車輛借入運轉認可

玉川電氣鐵道株式會社申請に係る廣尾線々路變更に伴ひ澁谷天現寺橋及中目黒間の運轉に使用せむため東京市所屬車輛を借入運轉の件は十一月一日監第四七一六號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

○玉川電鐵 軌道電氣工事方法變更認可

玉川電氣鐵道株式會社申請に係る東京都計畫街路細道路網世田谷町七號線工事施行の爲池尻停留場附近の電車柱を一本移設し且一本新設するの件は十月二十六日監第四二九八號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

○東京乘合自動車 踏切警報機設置認可

東京乘合自動車株式會社申請に係る洲崎線中城東區南砂町四丁目五六一番地先は東京都市計畫第三號路線(街路)と共用せらるゝこととなりたるを以て交通保安上踏切警報機設置の件は十月二十六日監第四三〇〇號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

○東京市營 軌道假設工事認可

東京市申請に係る赤坂區田町一丁目、溜池町間に東京高速鐵道株式會社地下鐵道工事に伴ひ軌道假設工事施可の件は假設物使用期限を昭和十三年八月三十一日迄とし十一月十五日監第四七三五號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

○東京市營 五〇〇形電車設計變更認可

東京市申請に係る五〇〇型電車の制動裝置一部設計變更の件は十一月十五日監第四七三六號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

○京王電軌 電気工事方法變更認可

京王電氣軌道株式會社申請に係る京王新宿、天神橋停留場間併用軌道に於て饋電線路並電車線路支持物（鐵柱）に「コンクリート」を充填し補強するの件は十一月十五日監第四六七五號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

○王子電軌 停留場保安設備認可

王子電氣軌道株式會社申請に係る三輪起點及早稻田終點に電車運轉信號機を設置の件は十一月十五日監第四七三七號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

○東京市營 軌道假設工事認可

東京市申請に係る自芝區新橋二丁目十二番地先至同區同町鐵道用地先間（複線延長五八米八）に東京高速鐵道株式會社施行に係る地下鐵道工事に伴ひ假設工事施行の件は假

設物使用期限を昭和十三年六月三十日迄とし十一月十五日監第四七六三號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

○京成電軌 停留場保安設備變更認可

京成電氣軌道株式會社申請に係る京成大久保、實籾、白井及京成酒々井各停留線構内互線轉轍器に接近鎖錠裝置設置の件は十一月十五日監第四六七八號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

○東京市營 車輛設計變更認可

東京市申請に係る改造一、〇〇〇形二段式電車を改造一、〇〇〇形低床式電車に設計變更の件は十一月十六日監第四七七一號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

神奈川縣

○京濱電鐵 車輛設計變更認可

京濱電氣鐵道株式會社申請に係る所屬車輛中「ボギー」客車第十四號乃至第十七號の四輛に對し緩衝器を廢止し自動聯結器を設備するの件は十一月二日監第四六三九號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

○京濱電鐵 湘南電氣鐵道株式會社所屬電動

貨車直通運轉認可

岐阜縣

○名古屋鐵道 電氣工事方法變更認可

京濱電氣鐵道株式會社申請に係る湘南電氣鐵道株式會社所屬電動貨車（ボギー電車無蓋）二輛を京濱電氣鐵道軌道線日の出町驛品川驛間本線に直通運轉の件は十一月一日監第四六二一號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

富山縣

○富山市營 軌道工事方法變更認可

富山市申請に係る富山市西町西中野町間道路鋪裝工事施行前腐朽電柱建替の件は十月二十六日監第四五九七號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

石川縣

○溫泉電軌 鐵道省所屬客車讓受並設計變更

認可

溫泉電軌株式會社申請に係る鐵道省所屬客車二輛購入し改造の上使用の件は十月二十六日監第四三三七號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

法令

愛知縣

○名古屋市營 電氣工事方法變更認可

名古屋鐵道株式會社申請に係る美濃町線軌道用白金變電所認可最大出力は三〇〇キロワットの處近時乗合、貨物自動車興隆に伴ひ電車輸送量の遞減に依り最大出力一五〇キロワットに變更の件は十一月十五日監第四七〇六號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

名古屋市申請に係る中村線既認可饋電線路添加區間中一部を菊井町延長線道路に添加變更し豐太閣橋下を除く既設電線路の架空部分及則武架道橋下を地下線式に變更の件は十一月五日監第四六八八號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

京都府

○京都市營 工事方法變更認可

京都市申請に係る七條線中軌條を更換し軌道構造及軌道

鋪裝を改良して軌道を堅固ならしむると共に車輛運行の圓滑並に道路交通の安易を期するため軌道中心間隔排水設備軌條及枕木を變更するの件は十月二十六日監第四三三〇號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

○京都市營 工事方法變更認可

京都市申請に係る千本大宮線中五條島原口間の軌條を更換し軌道構造及軌道鋪裝を改良し軌道を堅固ならしむると共に車輛運行の圓滑並に道路交通の安易を期する爲め鋪裝排水、枕木を變更するの件は十月二十五日監第四三五五號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

○京都市營 工事方法變更認可

京都市申請に係る第五號線中自河原町三條至河原町二條間軌條を更換し軌道構造を改良し排水を完全ならしむると共に車輛運行の圓滑並に道路交通の安易を期する爲め軌道の構造及軌道敷の鋪裝、軌道の排水設備、軌道及枕木を變更するの件は十月二十二日監第四三二三號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

○京都市營 工事施行認可並特別設計許可

京都市申請に係る軌道第三號線及第十三號線の殘部工事施行並同上新設と共に既設第三號線外二線工事方法變更の件は十月二十三日監第四六〇三號を以て内務鐵道兩大臣より許可ありたり尙東福寺停車場附近に於ける勾配を千分の四十とする特殊設計の件は同日同號を以て許可ありたり。

大阪府

○日滿急行電鐵 軌道敷設願却下

日滿急行電鐵株式会社發起人大平城郎外十三名申請に係る大阪市北區北梅田町より福井縣大飯郡本鄉村に至る旅客及貨物の運輸を目的とする軌道敷設の件は十一月一日監第三九七四號を以て内務鐵道兩大臣より却下ありたり。

○阪神電鐵 橋梁廢止認可

阪神電氣鐵道株式會社申請に係る神戸本線第一大開川橋梁は附近地形の變化に伴ひ存置の要なきに至りたるを以て廢止の件は十月二十五日監第四三三八號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

○阪神電鐵 工事方法變更認可

阪神電氣鐵道株式會社申請に係る青木停留場聯動裝置並附近閉塞信號裝置を一部變更の件は十一月五日監第四六三七號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

○阪神電鐵 工事施行認可申請期限延期許可

阪神電氣鐵道株式會社申請に係る大正九年六月二日特許四貫島梅田間連絡線中福島、梅田間工事施行認可申請期限を昭和十二年六月三十日迄延期の件は十月二十六日監第三九七七號を以て内務鐵道兩大臣より許可ありたり。

○阪神電鐵 橋梁廢止認可

阪神電氣鐵道株式會社申請に係る神崎川改修の結果其の支流たる佃派流廢川に伴ひ橋梁を廢止するの件は十月二十一日監第四六〇一號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

○大阪電軌 電動客車設計變更認可

大阪電氣軌道株式會社申請に係る省社連帶小荷物運輸開始に伴ひ既認可車輛六輛の設計を變更し客室の一部手小荷

物室に充當するの件は十月二十五日監第四三七一號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

○京阪電鐵 工事方法變更認可

京阪電氣鐵道株式會社申請に係る京阪本線に於ける色灯式三位自動閉塞信號機を全部「ベーン」型に統一し宇治線及坂本石山線に於て各二十基「ベーン」型を「モーター」型に取替へ尙一部其の位置を變更するの件は十一月五日監第四六四〇號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

○大阪市營 工事方法變更認可

大阪市申請に係る九條中ノ島線中川口町花園橋間は現在「ソリドイツ」を以て鋪裝し其の道床は混凝土を以て施工せる結果騒音高く軌條の波狀磨耗甚しく其の他成績良好ならざるものあるに付、之を砂利道床及敷石鋪裝に變更し枕木及軌條接續方法を變更するの件は、十月二十六日監第四六〇二號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

○大阪市營 軌道工事方法變更認可

大阪市申請に係る南海鐵道を高架線とする爲市電軌道西

道頓堀天子線中の現在跨線橋を撤去して軌道を降下し併せて其の構造を變更するの件は十月二十六日監第四六二九號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

○大阪市營 工事方法變更認可

大阪市申請に係る南北線一部及東西線一部の電車線路吊架方法を従前の電車線柱を廢し建物壁面に支持金物を以て取付くる様變更するの件は十月二十六日監第四五九八號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

兵庫縣

○山陽電鐵 地下道新設並假設工事認可

山陽電氣鐵道株式會社申請に係る近來諸車の交通著しく増加し兒童通學上危險に付、校庭に通ずる地下道建設方神戸市長よりの申出により西代停留場構内に兒童通學用地地下道を建設し且右工事の爲軌道支持に要する假設工事を施行するの件は十月十九日監第四三五四號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

○阪神電鐵 地下道新設認可

阪神電氣鐵道株式會社申請に係る國道線野田起點二二料三〇二米の位置に小學校兒童通學用地下道を御影町に於て新設せらるゝ爲之に伴ひ軌道工事方法を變更するの件は十一月五日監第四六五二號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

和歌山縣 ○東邦電力 工事方法變更認可

東邦電力株式會社申請に係る縣施行に係る昭和十二年度國庫補助指定府縣道と歌山御坊線海南市内道路鋪裝に伴ひ同時に併用軌道敷を鋪裝すべく軌道工事方法書一部變更の件は十一月一日監第四六一五號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

× × × × × × × ×